

平成 28 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 インターライフホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 及川 民司
 (JASDAQ・コード 1418)
 問合せ先
 役職・氏名 広報・IR 室長 川島 仁
 電話 03-3547-3227

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 13 日開催の取締役会において、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、定款の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 32 条(社外取締役との責任限定契約)および第 48 条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 32 条(社外取締役との責任限定契約)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役との責任限定契約) 第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間で</u> 、同法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第 33 条～第 47 条 (条文記載省略)	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役との責任限定契約) 第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、同法 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第 33 条～第 47 条 (条文記載省略)

第5章 監査役および監査役会

(社外監査役との責任限定契約)

第48条

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役との責任限定契約)

第48条

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3 日程

取締役会決議	平成28年4月13日
定時株主総会開催日	平成28年5月26日
定款変更の効力発生日	平成28年5月26日

4 今後の見通し

業績等への影響は、ありません。

以上